

あじさいグループ
認知症対応型通所介護事業所
デイサービス **あじさい**

重要事項説明書

有限会社トータルケア

重要事項説明書

[指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 デイサービスあじさい]

1. 基本理念・基本方針

(基本理念) 「無償の愛」

(基本方針) 「無償の愛」の実践を通して、地域福祉に貢献し、ご利用者の尊厳を守り、一人ひとりの生命を大切にします。

2. 事業者の概要

法人種別	・ 名称	有限会社 トータルケア
代表者氏名		代表取締役 田北浩二
法人所在地		岐阜県恵那市明智町 1101 番地5

3. ご利用施設

施設名称	デイサービスあじさい
管理者氏名	田北浩二
施設所在地	岐阜県恵那市明智町 1110 番地5
電話番号	0573-55-0065
介護保事業者番号	2191700141

4. 職員体制

(認知症対応型・介護予防認知症対応型)

職種	員数	資格等	区分			
			常勤		非常勤	
			専任	兼務	専任	兼務
管理者（施設長）	1名			1		
生活相談員	2名	介護福祉士		2		
機能訓練指導員	2名	介護福祉士		2		
介護職員及び看護師	1名	介護福祉士及び看護師		5	0.5	

5. 設備の概要

区分	規模	備考
定員	認知症対応型（介護予防含）12名	
機能回復訓練	90.36 m ²	
食堂		
浴室	17.69 m ²	一般浴槽/機械浴槽

6. サービス提供地域 恵那南部圏域

(明智・山岡・岩村・上矢作・串原)

7. 営業日、営業時間及びサービス提供時間

- (1) 営業日 年末年始を除く 月曜日から土曜日までの毎日とする。
- (2) 営業時間 7時00分から17時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 9時00分から16時15分の範囲内とする。
- (4) 延長サービス可能時間帯 提供前 7時00分から9時00分
提供後 16時00分から17時15分

8. サービス内容説明

I. サービス内容

食事	栄養バランスに配慮した食事の提供をおこなっております。食事形態についても配慮いたしますので、ご安心ください。
入浴	明るい浴室で入浴ができます。介助が必要な方には職員が丁寧に対応しお手伝いさせていただきます。
レクリエーション	季節にあった催しや創作活動、麻雀など多数のプログラムをご用意いたします。ボランティアの方々も多数参加され、皆様とともに楽しい時間を過ごします。なお、創作活動等においては、実費をご負担していただく場合があります。
機能訓練	体操だけでなく楽しみながら体を動かすプログラムの提供に努めます。また専門の器具を使用して指導員による個別機能訓練も実施いたします。
生活相談・健康管理	何かお困りのことなどがありましたら、生活相談員等がお話しをお伺いいたします。また看護師が皆様の健康管理を行います。毎回血圧等の健康チェックを行います。健康面でのご相談についてもお伺いいたします。
送迎等	車椅子をご利用される方にはリフトつきの車をご用意しております。添乗員・ドライバーが皆様のご自宅まで安心安全を心掛けて運転を行います。

II. サービス利用にあたっての留意点

- (1) 噫 煙 原則として施設内での喫煙は禁止となっております。
- (2) 迷 惑 行 為 騒音等他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- (3) 宗教活動・政治活動 施設内での他の利用者様に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮願います。

III. その他

- (1) サービスの利用開始 まずお電話でのご連絡をお待ちしております。日時を取り決めた後、当事業所職員がお伺いいたします。サービスの提供依頼を受けた後、契約を締結し、通所介護計画書を作成いたします。作成後サービスを開始いたします。
- (2) サービスの終了
 - ①利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。なお文書は当方でご用意しておりますので、必要な場合は生活相談員の方までお申し出ください。

②当施設の都合でサービスを終了する場合非常変災等のやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖又は縮小するような場合は、契約を終了させていただく場合があります。この場合、終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。

③自動的に終了する場合

- i 利用者が介護保険施設に入所された場合
- ii 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- iii 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合
- iv 非常変災等のやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖又は縮小するような場合

④その他

- i 利用者のサービス料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ii 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院若しくは傷病等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- iii 利用者又はその家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為をおこなうなどによって、この契約を継続し難いほどの重大な事情を生じさせた場合

IV. ご相談・ご連絡

通所介護サービスについてのご相談、ご連絡がありましたら下記までご連絡ください。

担当：生活相談員 伊藤 慎 電話：0573-55-0065 /FAX：0573-55-0075

9. 料金 (1) 利用料金

利用者負担金	所要時間 7時間以上 8時間未満の場合	単位：円
	要支援1	861
	要支援2	961
	要介護1	994
	要介護2	1,102
	要介護3	1,210
	要介護4	1,319
	要介護5	1,427

入浴加算 1回 40円

洗濯代 1日1回あたり 150円

サービス提供体制強化加算 I (22円/1回)

介護職員処遇改善加算 (II)

口腔機能向上加算 (150円/回)

科学的介護推進体制加算 (40円)

朝食	550円
昼食	850円
おやつ	200円
夕食	850円

(2)利用料の支払い方法 銀行引き落し利用月末締めの料金合計金額の請求書を、翌月の10日頃までにお送り致します。
利用月の翌月の23日に引き落しとなります。

10.サービス利用の中止

(1)利用者がサービスの利用を中止する場合には、速やかに事業所へご連絡願います。
(2)利用者のご都合によりサービスを中止する場合には、以下のキャンセル料金をご負担していただく場合があります。

1	ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
2	上記以降のご連絡の場合	利用者負担額に相当する額及び食材費の額

11.緊急時の対応方法サービス提供に際し、事故や体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医・救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名	連絡先
緊急連絡先	氏名 (続柄:)	連絡先

12.協力病院等

名 称	尾崎医院
所在地	恵那市明智町常盤町 2-874-3
電話番号	0573-54-2141
診療科	内科・小児科・外科・皮膚科

13.非常災害対策

災害時の対応	あじさい消防計画に則り対応いたします。
近隣との協力関係	近隣町内会等とあじさいとの間に防災協定を締結しています。
防災設備	スプリンクラー・自動火災報知機・誘導灯・屋内外消火栓・ガス漏れ警報器・非常通報装置・消火器 ※カーテン等は防炎加工されているものを使用しています。
平常時の訓練	あじさい消防計画に則り、年2回以上行います。
消防計画	恵那消防署の作成基準に準じ計画を作成しています。

14.相談窓口・苦情対応

◎サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話番号：0573-55-0065 / FAX：0573-55-0075 受付時間：午前9時から午後6時まで（但し、土日・祝祭日・年末年始は除く） 苦情受付窓口：生活相談員/苦情解決責任者：管理者（施設長）
------	---

◎公的機関においても、以下の機関において苦情等の申出等ができます。

ご利用者ご相談窓口	平日 午前8時30分～午後5時30分 電話 0573-55-0065 面接 デイサービスあじさい 担当者
事業実施地域の市役所	平日 午前8時30分～午後5時15分 電話 恵那市役所 0573-26-2111 面接 高齢福祉課 介護保険係
国民健康保険団体連合会	平日 午前8時30分～午後5時15分 電話 058-273-1111 面接 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号

郵便での相談・苦情申し立て	〒500-8385 岐阜市奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館 国保連合会介護保険苦情処理係宛
---------------	--

15.虐待防止に関する事項について

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、秘密保持義務の例外として、市に通報するものとします。

16. ハラスメントの防止対策

- (1) 従業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が担当職員その他の従業者に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

17. 感染症対策

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 当事業所の従業者の清潔の保持及び、健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び、備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (6) 感染症の予防及びまん延の防止のため、事業所からの要請及び情報提供について理解と協力を求めます。

18. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、継続的に業務を実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. その他

契約期間中、介護保険法をはじめとする関係諸法令改正及び施設料金改正により利用者の負担金改正が必要となった場合には、料金改定後、速やかに利用者ならびにご家族に対し改定の施行時期及び改定後の金額を説明し、本契約の継続について確認するものとします。